

11/21(火)の発表



報道発表資料の配付日時 11月21日(火)15時00分

<p>発表項目 (行事名)</p>	<p>死亡野鳥(オオハクチョウ)における高病原性鳥インフルエンザウイルス発生状況(疑い事例)について</p>
<p>概要</p>	<p>○ 11月13日に大樹町内で回収され簡易検査で陰性であった死亡野鳥(オオハクチョウ1羽)について、環境省から、20日に国立環境研究所で実施した<u>遺伝子検査でA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨、連絡がありました。</u></p> <p>○ <u>国立環境研究所では、引き続き高病原性の検査を実施します。</u> また、環境省は、各回収地点の半径10kmの区域内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化することとしています。</p> <p>【野生動物対策課 野鳥の高病原性鳥インフルエンザ情報ページ】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/birdflu.html</p>  <p><今後の道の対応></p> <p>(1) 十勝総合振興局は、野鳥監視重点区域における監視を強化します。なお、現時点で道内において、野鳥の大量死等の異状を認める報告はありません。</p> <p>(2) 各回収地点から半径3kmの区域内には立入検査を必要とする家きん飼養農場はないことを確認済みです。また、現時点で道内の家きん飼養農場において、異状を認める報告はありません。</p> <p>(3) 北海道海外悪性伝染病警戒本部幹事会構成員には情報共有をもって発生予防対策の徹底を図ります。</p>
<p>参考</p>	
<p>報道(取材)に当たってのお願い</p>	<p>○ 死亡していたり、衰弱している鳥などの野生動物を見つけても、素手で触らない、触った場合は手洗いするなど、死んだ鳥などの野生動物との接し方について注意喚起をお願いします。</p> <p>○ 高病原性鳥インフルエンザ発生防止のため、引き続き、家きん飼養農場における飼養衛生管理の自己点検や消毒の徹底について、積極的な報道による注意喚起をお願いします。</p>
<p>他のクラブとの関係</p>	<p>同時配付 環境省、道政記者クラブ、根室振興局 同時レク 記者レク</p>
<p>その他</p>	<p>○ 現時点では、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された段階であり、<u>病原性は未確定です(高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません)。</u></p> <p>○ 高病原性鳥インフルエンザは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。日常生活においては、過度に心配する必要はありません。</p> <p>○ 現地での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。</p>
<p>担当(連絡先)</p>	<p>・十勝総合振興局保健環境部環境生活課(担当:廣橋、小川) TEL:ダイヤルイン 0155-26-9024</p> <p>・十勝総合振興局産業振興部農務課(担当:川瀬、佐藤) TEL:ダイヤルイン 0155-26-9060</p>